

鹿沼市野生鳥獣対策防護柵補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿沼市補助金等の交付に関する規則（平成30年鹿沼市規則第5号。以下「規則」という。）第38条の規定に基づき、鹿沼市野生鳥獣対策防護柵補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的等)

第2条 補助金は、農地に防護柵を設置するための資材経費の一部を補助することにより、野生鳥獣の被害防止を図り、もって農産物の生産向上に寄与することを目的とする。

2 補助金は、着手前申請型補助金等として交付する。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市の区域内で農業に従事していること。
- (2) 本市の区域内に農地を有する者であること。
- (3) 市税に滞納がないこと。

(補助事業)

第4条 補助事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市の区域内において、野生鳥獣対策の防護柵を設置すること。
- (2) 前号の防護柵を補助事業の完了後適正に管理すること。
- (3) 本市の有害鳥獣対策業に協力すること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の対象となる経費及び補助金の額は、それぞれ次の表の通りとする。

補助金の対象となる経費	補助金の額
防護柵設置に要する資材の経費 (個人及び2名)	2分の1以内。ただし、5万円を上限とする。
防護柵設置に要する資材の経費 (3名以上の共同設置)	2分の1以内。ただし、30万円を上限とする。

2 市長は、予算の状況に応じて前項の額を減額することができるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 設置場所の位置図

(2) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助事業について市長から書類の提出、現地調査等を求められたときは、正当な理由がなければ、これらを拒むことができない。

3 申請は、1の年度において1回限りとする、3名以上の共同設置の場合においても、同様とする。

(交付決定の通知)

第7条 市長は、申請について決定をしたときは、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書を申請者に送付するものとする。

(1) 補助金を交付する旨の決定（以下「交付決定」という。） 補助金等交付決定通知書（様式第2号）

(2) 補助金を交付しない旨の決定 補助金等不交付決定通知書（様式第3号）
(補助事業の変更)

第8条 補助事業者は、補助事業の変更をしようとする場合は、あらかじめ補助事業変更等承認申請書（様式第4号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請（変更に係るものに限る。）について承認したときは、補助金等交付決定通知書（変更）（様式第5号）により補助事業者通知するものとする。

(手続の免除)

第9条 着手届は、免除する。

(実績報告書)

第10条 補助金の交付決定通知を受けた者は、補助事業を完了した日から起算して30日以内に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

(1) 補助事業等実績報告書（様式第6号）

(2) 領収書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、補助事業が完了したと認めたときは、補助事業の内容の検査及び補助金の額の確定をし、その結果を補助事業検査結果等通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第12条 補助金の請求は、前条に規定する通知書を受領した日から15日以内に、補助金請求書（様式第8号）を市長に提出してしなければならない。

2 補助金は、口座振込の方法により交付するものとする。

(補助金の交付手続の委任)

第13条 補助金の交付手続を他人にさせようとするときは、あらかじめ補助金等交付手続委任状(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第14条 補助金等の交付を受けることができる権利は、他人に譲渡することはできない。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 第12条第1項に規定する期間内に請求がされないとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) 第3条に規定する補助事業者又は第4条に規定する補助事業の要件に該当しなくなったとき。

2 市長は、前項の規定による取消し(以下「取消し」という。)をしたときは、その旨を補助金等交付決定取消通知書兼返還命令書(様式第10号)により、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 補助金の交付を受けた者は、取消しをされたときは、取消しにより減額された補助金に相当する額を市長に返還しなければならない。

2 前項の規定により返還する額に係る加算金については、規則第32条に定めるところによる。

(帳簿の備付け)

第17条 補助金の交付を受けた者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を整理し、及び補助金の交付を受けた日から5年間保存しておかななければならない。

(補則)

第18条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から適用する

(補助金の額の特例)

2 令和4年度に限り、第5条第1項に規定する補助金の対象となる経費及び補助金の額は、それぞれ次の表のとおりとする。

補助金の対象となる経費	補助金の額
防護柵設置に要する資材の経費 (個人及び2名)	3分の2以内。ただし、15万円を上限とする。
防護柵設置に要する資材の経費 (3名以上の共同設置)	3分の2以内。ただし、50万円を上限とする。

この要領は、公布の日から施行し、改正後の鹿沼市野生鳥獣対策防護柵補助金交付要領の規定は、令和4年4月1日から適用する。

補助金等交付申請書

年 月 日

鹿沼市長 宛

住 所
申請者 氏 名 印
電話番号

（団体にあっては、主たる事務所等の住所、団体の名称及び代表者の氏名）

鹿沼市野生鳥獣対策防護柵補助金の交付を受けたいので、鹿沼市補助金等の交付に関する規則第8条第1項の規定により次のとおり申請します。なお、申請に当たり、同規則及び鹿沼市野生鳥獣対策防護柵補助金交付要領を遵守し、市が保有する市税の納付状況に関する情報を市の職員が確認することに同意します。

1. 補助事業の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

2. 電気柵等購入・設置計画

(1) 購入・設置の目的

電気柵等を購入設置することにより、農作物に有害鳥獣により被害の発生または、被害の発生が予測される地域の農作物を防護することを目的とする。

設置予定農地	面積	作物名	対象獣
鹿沼市 番地	アール		

※ 2名以上の場合は、裏面にそれぞれの氏名・受益面積等を記載する。

(2) 予定購入金額及び補助金額

購入金額は、電気柵等の本体(付属品を含む)と消費税とし、送料・設置工事費その他の費用は除く。

購入品目	1 電気柵 2 ワイヤーマッシュ柵 3 トタン板柵 4 その他 ()
	延長等 m
予定購入金額	円
補助金額	円

※個人の申請で、本人（個人）が署名をした場合には、押印の必要はありません。

令和 年 月 日

代表を として同意する。

実施農家住所・氏名		受益面積	作物名	対象獣
②	印	アール		
③	印	アール		
④	印	アール		
⑤	印	アール		
⑥	印	アール		
⑦	印	アール		
⑧	印	アール		
⑨	印	アール		
⑩	印	アール		
計		アール		

※個人の申請で、本人（個人）が署名をした場合には、押印の必要はありません。

補助金等交付決定通知書

（ ）第 号
年 月 日

様

鹿沼市長



年 月 日付けで申請がされた鹿沼市野生鳥獣対策防護柵補助金の
交付については、次のとおり交付する旨を決定したので、鹿沼市補助金等の交付に関
する規則第 1 1 条第 2 項の規定により通知します。

交 付 対 象 者	住 所	
	氏 名	
交 付 額	円	
条 件	1 本市の区域内において、野生鳥獣対策の防護柵を設置すること。 2 前号の防護柵を補助事業の完了後適正に管理すること。 3 本市の有害鳥獣対策業に協力すること。 4 申請は、同一年度内において 1 回限りとする。3 名以上の共同 設置の場合においても、同様とする。	

（注意事項）

- 1 補助事業の内容を変更するときは、軽微な変更を除き、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。
- 2 補助事業が完了したときは、30 日以内の実績報告書を市長に提出してください。
- 3 補助金は、所得税及び市県民税の課税対象となるため申告をしてください。

様式第3号（第7条関係）

補助金等不交付決定通知書

（ ）第 号
年 月 日

様

鹿沼市長



年 月 日付けで申請がされた鹿沼市野生鳥獣対策防護柵補助金の交付については、次のとおり交付しない旨を決定したので、鹿沼市補助金等の交付に関する規則第11条第3項の規定により通知します。

不交付決定の 対象者	住 所	
	氏 名	
不交付決定 の理由		

（注意事項）

この決定に対しては、審査請求及び行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟を提起することはできません。

補助事業変更等承認申請書

年 月 日

鹿沼市長 宛

住 所
申請者 氏 名 印
電話番号

（団体にあっては、主たる事務所等の住所、団体の名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け（ ）第 号で決定がされた鹿沼市野生鳥獣対策防護柵補助金の交付について、補助事業の内容を変更（中止・廃止）したいので鹿沼市補助金等の交付に関する規則第13条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 変更等の概要

変更等の区分	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 廃止
変更等の年月日	年 月 日
再開予定年月日	年 月 日

（注意事項）

- 「変更等の年月日」の欄には、変更、中止又は廃止の予定日を記入してください。
- 「再開予定年月日」の欄には、中止の場合にのみ、補助事業の再開予定日を記入してください。

2 変更の内容

番号	変更対象	変更前	変更後
1	購入品目		
2	予定購入金額		
3	補助金額		

（注意事項）

- 変更の内容が分かるように具体的に記入してください。
- 補助金の対象経費の額が変更となる場合は、具体的な額を記入してください。
- 変更の内容が複雑な場合は、別紙を添付しても構いません。

3 変更等の理由

※個人の申請で、本人（個人）が署名をした場合には、押印の必要はありません。

補助金等交付決定通知書（変更）

（ ）第 号
年 月 日

様

鹿沼市長



年 月 日付けで申請がされた鹿沼市野生鳥獣対策防護柵補助金の変更について承認し、次のとおり交付する旨を決定したので、鹿沼市補助金等の交付に関する規則第13条第4項において準用する第11条第2項の規定により通知します。

交付対象者	住 所			
	氏 名			
交 付 額	変 更 前	円		
	変 更 後	円		
変 更 の 内 容	番 号	変更対象	変更前	変更後
	1			
	2			
	3			
備 考	変更理由：			

（注意事項）

- 1 補助事業の内容を変更するときは、軽微な変更を除き、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。
- 2 補助事業が完了したときは、30日以内に実績報告書を市長に提出してください。

補助事業等実績報告書

年 月 日

鹿沼市長 佐藤 信宛

住所
報告者 氏名 印
電話番号

（団体にあつては、主たる事務所等の住所、団体の名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け（ ）第 号で決定がされた鹿沼市野生鳥獣対策防護柵補助金の完了について、鹿沼市補助金等の交付に関する規則第17条第2項の規定により、次のとおり報告します。

1. 電気柵等購入・設置実績

(1) 購入・設置の効果

電気柵等を購入設置することにより、農作物に有害鳥獣により被害の発生または、被害の発生が予測される地域の農作物を防護することができた。

(2) 購入費用及び補助金額

購入費用は、電気柵等の本体(付属品を含む)と消費税とし、送料・設置工事費その他の費用は除く。

購入品目	1 電気柵 2 ワイヤメッシュ柵 3 トタン板柵 4 その他（ ）
	延長等 m
購入年月日	年 月 日
購入金額	円 ※領収書のコピーを添付

(3) 補助金額 円

(4) 設置完了年月日

年 月 日

(5) 設置状況写真 別紙のとおり

様式第7号（第11条関係）

補助事業検査結果等通知書

年 月 日

様

鹿沼市長



年 月 日付け（ ）第 号で決定をした鹿沼市野生鳥獣対策防護柵補助金の交付について、鹿沼市補助金等の交付に関する規則18条第1項の規定により補助事業の完了検査をしたので、同条第2項の規定により次のとおり通知します。

補助事業者	住 所	
	名 称	
	代 表 者	
検査結果	適合（一部不適合・不適合）	
不適合等の理由		
補助金の確定額	円	
補助金の決定額	円	
交付済額	円	
返 還 額	円	
返 還 期 日		

- （注）
- 1 「返還額」の欄に金額が記載されてる場合は、その額を市長に返還しなければなりません。
 - 2 補助金の返還は、添付の返還命令書の記載に従い、納付書により行ってください。
 - 3 この通知内容に対しては、審査請求及び行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟を提起することはできません。

様式第8号（第12条関係）

補助金等請求書

年 月 日

鹿沼市長 宛

住 所
報告者 氏 名 印
電話番号

（団体にあつては、主たる事務所等の住所、
団体の名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け補（ ）第 号で補助金額の確定のあつた鹿沼
市野生鳥獣対策防護柵補助金について、鹿沼市補助金等の交付に関する規則第19
条第2項の規定により、次のとおり請求します。

請 求 額	円		
補助金の確定額	円		
交 付 済 額	円		
金 融 機 関 名		支 店 名 等	本店 支店 支所
口 座 種 別	1 普通	2 当座	口 座 番 号
口 座 名 義 人	フリガナ		
	氏 名		

- （注）
- 1 この請求書は、柵を設置した同一年度内に提出してください。
 - 2 口座振込以外の方法で補助金の交付を受けることはできません。
 - 3 個人の申請で、本人（個人）が署名をした場合には、押印の必要はありません。

様式第9号（第13条関係）

補助金等交付手続委任状

年 月 日

鹿沼市長 宛

住 所
委任者 氏 名 印
電 話 番 号
(団体にあっては、主たる事務所等の住所、
団体の名称及び代表者の氏名)

鹿沼市野生鳥獣対策防護柵補助金の交付手続を次のとおり委任したので、鹿沼市補助金等の交付に関する規則第26条の規定により提出します。

1 委任した行為

- 補助金の交付申請書の作成及び提出
- 追加資料の提出、市職員からの質問への回答等
- 交付決定又は不交付決定に係る通知の受領
- 補助金の請求

※ 委任した行為の□に✓を記入してください。なお、「補助金の受取り」は、委任することができません。

2 受任者

住 所	
氏 名	印
電 話 番 号	

3 委任期間

年 月 日から 年 月 日まで

(注意事項)

- 1 受任した行為について、偽りその他不正な行為がされた場合は、受任者の責任となります。
- 2 法人その他団体の場合は、「住所」及び「氏名」の欄に、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第10号（第15条関係）

補助金等交付決定取消通知書兼返還命令書

（ ）第 号
年 月 日

様

鹿沼市長



年 月 日付け（ ）第 号で通知した鹿沼市野生鳥獣対策防護柵補助金の交付決定の全部（一部）を取り消したので、鹿沼市補助金等の交付に関する規則第29条第2項の規定により通知するとともに、同規則第31条第2項の規定により補助金の返還を命じます。

取消し及び返還命令の対象者	住 所	
	氏 名	
取消しの範囲		
取消しの理由		
取消し後の補助金の額	円（ 円減額）	
補助金等の交付年月日	年 月 日	
返還する補助金等の額	円	
返還期限	年 月 日	

（注意事項）

- 1 返還する補助金等の額には、補助金等の交付年月日から返還期限までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した加算金が含まれます。
- 2 返還期限までに補助金の返還がされない場合は、返還期限から返還がされた日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金が課されます。
- 3 この処分に対しては、審査請求及び行政事件訴訟法にに基づく抗告訴訟を提起することはできません。